〇国家公務員宿舎関係法令等に規定する行政職俸給表(一)の職務の級に属する職員等に準ずる職員の取扱いについて

「昭和46年10月20日」 蔵理第4553号

改正 昭和48年 6月15日蔵理第2805号 同 52年 5月31日同 第2261号 同 54年 2月20日同 第 169号 同 57年 7月16日同 第2657号 同 61年 2月15日同 第 438号 平成 3年 5月20日同 第1886号 同 4年 5月15日同 第1967号 同 9年 2月26日同 第 706号 同 12年12月26日同 第4612号 同 13年 3月23日財理第1032号 同 13年 9月26日 同 第3563号 同 16年11月 5日同 第3980号 同 18年 3月31日同 第1335号 同 18年12月26日同 第5084号 同 19年 8月31日同 第3489号 同 20年 3月31日同 第1428号 同 29年 3月31日同 第1180号 令和元 年 7月 5日同 第2378号 令和 3年 9月21日同 第3263号

大蔵省理財局長から各財務局長宛

標記のことについて、別紙写しのとおり各省各庁官房長あて通達したから、了知されたい。

別紙

国家公務員宿舎関係法令等に規定する行政職俸給表(一)の職務の級に属する職員等に準ずる職員の取扱いについて

昭和 46 年 10 月 20 日 蔵 理 第 4553 号 国家公務員宿舎関係法令等において、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号) (以下「給与法」という。) 別表第十一の指定職俸給表及び別表第一のイの行政職俸給表(一)の適用 を受ける職員以外の取扱いについては、別表1(一般職)、別表2(一般職 再任用職員)、別表3 (特別職)、別表4(特別職 再任用職員)及び別表5(一般職の任期付研究員)に対応する左欄の級 等に準ずるものとして処理されたい。

また、別表1及び別表3に掲げられている2級以下の職員のうち、法令等で給与法第19条の4 (期末手当)及び第19条の7 (勤勉手当)に規定されている職務段階等に応じた加算措置がとられている職員又はこれに準じた加算措置がとられている職員については、3級に属する職員に準ずるものとして処理されたい。

なお、別表 1 から別表 5 の適用を受ける職員以外の取扱いについては、次により処理されたい。

- 1. 事業特別会計所属職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号)第3条の規定により採用される職員については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)第2条第2項の規定により、財務大臣に協議して定める相当する職務の級を準用することとし、2級以下の職員で法令等により上記加算措置がとられている職員又はこれに準じた加算措置がとられている職員については、3級に属する職員に準ずるものとする。
- 2. 独立行政法人所属職員については、国所属職員の取扱いに準じ当該法人を所管する各省各庁の 長が定めた取扱いによる。

おつて、昭和40年5月8日付蔵国有第928号「国家公務員宿舎関係法令等に規定する行政職俸給表(一)の職務の等級に属する職員等に準ずる職員の取扱いについて」通達は、廃止する。

別表 1 (一般職)

引表 Ⅰ (一形	又400./														
級等	行政職 俸給表 (二)	専 門 行政職 俸給表	税務職 俸給表	公安職 俸給表 (一)	公安職 俸給表 (二)	海事職 俸給表 (一)	海事職 俸給表 (二)	教育職 俸給表 (一)	教育職 俸給表 (二)	研究職 俸給表	医療職 俸給表 (一)	医療職 俸給表 (二)	医療職 俸給表 (三)	福祉職 俸給表	専 門 スタッフ職 俸 給 表
指定職	_/	1 + 44 2 X		` '	_/		<u> </u>				, ,	_/	_//		17 14 2
10級		8級	10級	11級	10級			5級		6級	5級				4級
9級		7級	9級	10級	9級	7級		4級の5号俸 以上		5級の5号俸 以上	4級	8級			3級
8級		6級	8級	9級	8級			4級の4号俸 以下 3級の29号俸 以上		5級の4号俸 以下	3級の5号俸 以上				2級
7級		5級	7級	8級	7級	6級			3級の29号俸 以上		3級の4号俸 以下	7級	7級	6級	
6級		4 級	6級	7級	6級				3級の25号俸 から28号俸ま で 2級の49号俸 以上		2級の13号俸 以上	6級	6級	5級	1 級
5級		3級	5級	6級	5級	5級		以下 2級の17号俸	3級の17号俸 から24号俸ま で 2級の41号俸 から48号俸ま			5級	5級	4 級	
4 級	5級		4級	5級	4級	4級	6級	2級の5号俸 から16号俸ま で	3級の5号俸から16号俸まで 2級の37号俸から40号俸まで 1級の57号俸以上	3級の4号俸 以下	2級の8号俸 以下 1級の25号俸 以上				
3 級	4級	2級	3級	4級	3級	3級	5級	以下	以下 2級の25号俸 から36号俸ま で 1級の37号俸 から56号俸ま	以上	から24号俸ま で	3級の5号俸以上	4級 3級の5号俸 以上	以上	
2級以下	3級以下	1 級	2級以下	3級以下	2級以下	2級以下	4級以下	1級の24号俸 以下	2級の24号俸 以下 1級の36号俸 以下	以下	1級の12号俸 以下	3級の4号俸 以下 2級以下	3級の4号俸 以下 2級以下	2級の12号俸 以下	

別表 2 (一般職 再任用職員)

1 <u>20 </u>	//X 41% T 3	1工/11/4000000000000000000000000000000000													
級等	行政職 俸給表 (二)	専 門 行政職 俸給表	税務職俸 給表	公安職俸給表	公安職俸 給表 (二)	海事職俸給表(一)	海事職俸 給表 (二)	教育職俸 給表 (一)	教育職俸 給表 (二)	研究職俸 給表	医療職俸 給表 (一)	医療職俸 給表 (二)	医療職俸 給表 (三)	福祉職俸給表	専 門 スタッフ職 俸 給 表
10級		8級	10級	11級	10級			5級		6級	5級				4級
9級		7級	9級	10級	9級	7級					4級	8級			3級
8 級		6級	8級	9級	8級			4級		5級					2級
7級		5 級	7級	8級	7級	6級					3級	7級	7級	6級	
6級		4級	6級	7級	6級					4級		6級	6級	5級	1級
5 級		3級	5級	6級	5級	5級		3級	3級	3級		5級	5級	4級	
4級	5級		4級	5級	4級	4級	6級	2級	2級		2級				
3級	4級	2級	3級	4級	3級	3級	5級	1級	1級	2級	1級	4級 3級	4 級 3 級	3級 2級	
2 級 以下	3級 以下	1級	2級 以下	3級 以下	2級 以下	2級 以下	4 級 以下			1級		2級 以下	2 級 以下	1級	

						T	国会職員	1	1	- 防衛省の職員	
級等		秘書官	裁判官	検察官	特別給料表	行政職 給料表 (一)	行政職 給料表 (二)	速記職 給料表	議院警察 職給料表	自衛官俸給表	自衛隊教官俸給表
指定職	(人内内語 (本) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	(指定職の職務) に相当する職務	高等裁判所長官判事 裁判所判事 4号以上	次長検事 検事 1 号 8 号 副検号 国 1 号 2 号	各議院事務局の常 任 国立 事門 調査 員	指定職				陸将・ (一) 海将・ 海将補 (一) 空将・ 空将補 (一)	
10級						10級				陸将補 (二) 海将補 (二) 空将補 (二)	
9 級		9 号俸から12号 俸	判事補2号以上 簡易裁判所判事 5号から7号	検事9号及び10 号 副検事3号から 5号	各議院事務局の議 長又は副議長の秘 書事務をつかさど る参事(以下「参 事」という。) 9 号給から12号給	9級				1 陸佐 (一) 1 海佐 (一) 1 空佐 (一)	
8 級			4号 簡易裁判所判事	検事11号及び12 号 副検事6号及び 7号		8級				1 陸佐 (二) 1 海佐 (二) 1 空佐 (二)	
7 級		5号俸から8号 俸	判事補5号及び 6号		参事5号給から8 号給	7級				1 陸佐 (三) 1 海佐 (三) 1 空佐 (三)	2級
6級		3号俸及び4号 俸	U도以다니도	検事15号から16 号 副検事10号及び	参事3号給及び4 号給	6級		6級	6級	2 陸佐 2 海佐 2 空佐	1級49号俸以上
5 級			判事補7号から 9号 簡易裁判所判事 12号から14号	11号 検事17号 副検事12号		5級		5級	5級	3 陸佐 3 海佐 3 空佐	1級41号俸から48号 俸まで
4 級		2号俸	判事補10号から 12号 簡易裁判所判事 15号から17号	検事18号 副検事13号	参事 2 号給	4級	5 級	4 級	4 級	1 陸尉29号俸以上 1 海尉29号俸以上 1 空尉29号俸以上	1級37号俸から40号 俸まで
3 級		1 号俸		検事19号及び20 号 副検事14号から 16号	参事 1 号給	3級	4級	3級	3級	1 陸尉28号俸以下・2 陸尉・3 陸尉69号俸以上・准陸尉105号俸以上・陸曹長105号俸以上 1 海尉28号俸以下・2 海尉・3 海尉69号俸以上・准海尉105号俸以上・海曹長105号俸以上・1 空尉28号俸以下・2 空尉・3 空尉69号俸以上・1 空尉28号俸以上・推空尉105号俸以上・1 空事長105号俸以	1級25号俸から36号 俸まで
2級以下				副検事17号		2級以下	3級以下	2級以下	2級以下	3 陸尉68号俸以下・准陸尉104号俸以下・陸曹長104号俸以下・1 陸曹以下 3 海尉68号俸以下・淮海尉104号俸以下・海曹長104号俸以下・海曹長104号俸以下・1 海曹以下 3 空尉68号俸以下・淮空尉104号俸以下・2 空曹長104号俸以下・2 空曹長104号俸以下・1 空曹以下	1級24号俸以下

⁽注) 1 国家公務員宿舎法第10条に規定する職員のうち、公邸に入居していない職員については指定職に相当する職にあるものとみなす。

^{2 「}国会職員」欄中「行政職給料表(一)」における「指定職」とは、国会職員の給与等に関する規程(昭和22年10月16日両院議長決定)別表第二の指定職給料表の適用を受ける職員の占める職をいう。

別表 4 (特別職 再任用職員)

144_	4 (1477)	哦 丹江川							
			国会	職員		 防衛省の職員			
	級等	行政職 給料表 (一)	行政職 給料表 (二)	速記職 給料表	議院警察 職給料表	自衛官俸給表	自衛隊 教官 俸給表		
	指定職								
	10級	10級				陸将補(二) 海将補(二) 空将補(二)			
	9級	9級				1 陸佐(一) 1 海佐(一) 1 空佐(一)			
	8級	8級				1 陸佐(二) 1 海佐(二) 1 空佐(二)			
	7級	7級				1 陸佐(三) 1 海佐(三) 1 空佐(三)	2級		
	6級	6級		6級	6級	2 陸佐 2 海佐 2 空佐			
	5級	5級		5級	5級	3 陸佐 3 海佐 3 空佐			
	4級	4級	5級	4級	4級		1級		
	3級	3級	4級	3級	3級	1 陸尉・2 陸尉 1 海尉・2 海尉 1 空尉・2 空尉			
	2級以下	2級以下	3級以下	2級以下	2級以下	3 陸尉以下 3 海尉以下 3 空尉以下			

別表 5 (一般職の任期付研究員)

級等	第一号任期付研究員	第二号任期付研究員
指定職		
10級		
9級	6 号俸	
8級	5 号俸	
7級	4 号俸	
6級	3 号俸	
5級	2 号俸	
4級	1 号俸	
3級		1号俸から3号俸
2級以下		